都市計画区域マスタープランの構成

第１章　基本的事項

第１節　都市計画区域マスタープランの位置づけ

上位計画となる「都市計画に関する基本方針」の改定(H29.3)を受け、改定に着手。

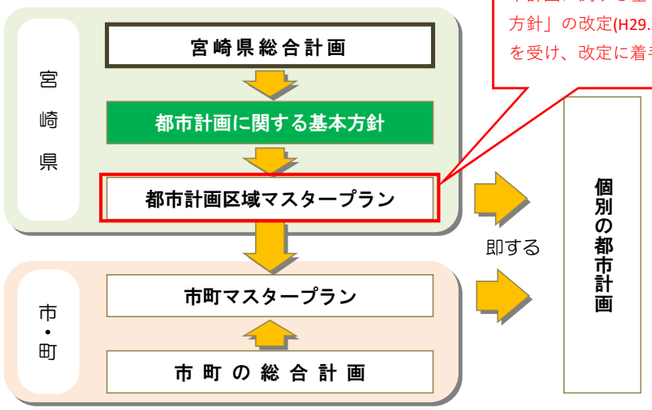

第２節　本県の目指す都市づくり

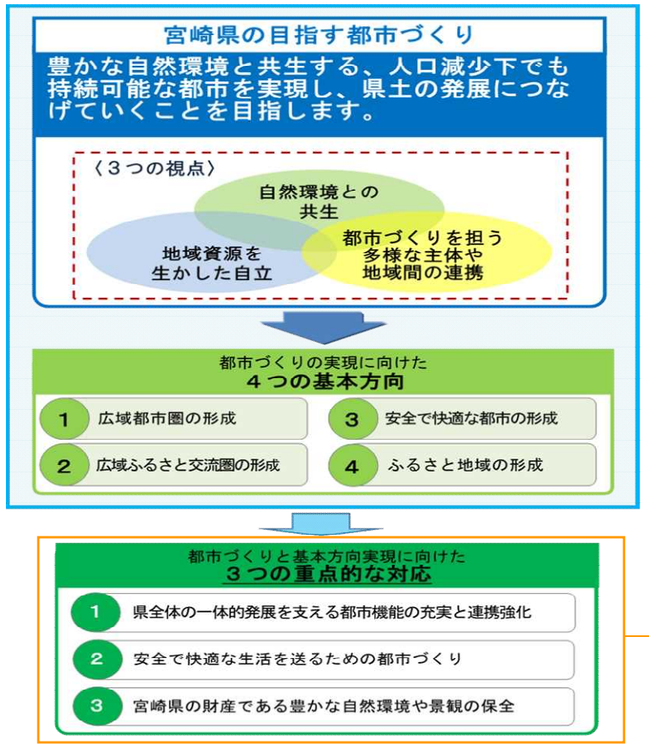

第３節　本県の将来都市構造

県内の6つの圏域を考慮して将来の都市構造のあり方を示す。

拠点　・・・　広域拠点・圏域拠点・地域拠点
軸　　・・・　広域連携軸・地域連携軸・水と緑の連携軸
ゾーン・・・　市街地形成ゾーン・農住共生ゾーン・自然保全ゾーン

第２章　都市計画の目標

第１節　計画期間と範囲

１．計画期間
２．都市計画区域の範囲と規模

第２節　○○圏域における都市づくり

１．○○圏域の課題
※ ３つの重点的な対応項目毎に、各圏域の課題について記載

２．○○圏域の都市づくりの基本方向　［中部圏域の記載例］

●基本方向１
県全体の連携・交流の要になるとともに、圏域内の各都市が連携する県央都市圏の形成

●基本方向２
自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成

●基本方向３
多様な自然、歴史、田園環境の保全と活用

第３節　地域毎の市街地像

１．「人のまとまり」を形成する核となる市街地
(1)中核的市街地（中心市街地）
(2)地域生活の中心となる市街地
(3)その他市街地
２．産業や観光の拠点となる市街地
(1)工業拠点
(2)流通業務拠点
(3)観光拠点
(4)ＩＣＴ等産業拠点
３．既存集落
４．連携軸
※ 第３節については上記1～4の項目毎に、各圏域の目標を記載

第３章　区域区分(線引き制度)の決定の有無及び定める際の方針

第１節　区域区分の有無

※ 区域区分有は、中部圏域と東臼杵･西臼杵圏域のみ

第２節　区域区分を定める際の方針

(1) 目標年次に市街化区域･調整区域に配置される人口の規模
(2) 目標年次に市街化区域･調整区域に配置される産業の規模

第４章　主要な都市計画の決定方針

第１節　土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

１．基本方針
２．主要用途の配置方針
３．市街地における建築物の密度構成に関する方針
４．市街地における住宅整備の方針
５．市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針
６．市街化調整区域及び用途地域外の土地利用の方針
７．美しい都市景観の保全・創出に関する方針
８．大規模集客施設の適正立地に関する方針
９．都市計画区域外における土地利用に関する方針

第２節　都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

１．交通施設
２．下水道及び河川
３．公園、緑地等
４．その他都市施設

第３節　市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

１．主要な市街地開発事業の決定の方針
２．市街地整備の目標

第４節　自然環境の整備又は保全に関する方針

１．基本方針
２．主要な緑地等の配置の方針
３．実現ための具体の都市計画制度の方針
４．主要な緑地等の確保目標

第５節　防災都市づくりに関する方針

１．基本方針
【地震・津波災害】【豪雨・土砂災害】【火山災害】
２．防災都市づくりに関する機能強化・整備の方針
３．主要な施設の配置の方針

第６節　都市計画の推進に関する方針

１．基本方針
２．推進に関する方針

※ 以上、第４章については第１～６節それぞれについて、圏域毎の具体的な路線・河川・施設名等を記載

都市計画区域マスタープラン
（圏域毎の特色）

【東臼杵・西臼杵圏域】

第２章　第２節　東臼杵･西臼杵圏域における都市づくりの基本方向

基本方向１：東九州の連携の要、県北広域都市圏の形成
基本方向２：「人のまとまり」の形成
　　災害（津波災害含む）に強い都市づくり
基本方向３：自然･歴史･文化･地域産業などの地域資源を生かした広域連携
　（祖母･傾･大崩ユネスコエコパーク、高千穂郷･椎葉山世界農業遺産等）

中核的市街地･中心市街地：延岡市川北･川中･川南地区、日向市駅周辺
生活の中心となる市街地：延岡市岡富古川地区、構口地区
　　日向市財光寺地区、日知屋地区、富高地区　他

第３章　区域区分（線引き制度）の決定の有無

・日向延岡新産業都市計画区域については、今後も区域区分を行う。
・高千穂都市計画区域については、区域区分を行わない。

【西諸県圏域】

第２章　第２節　西諸県圏域における都市づくりの基本方向

基本方向１：県西の交通の要衝（鹿児島県、熊本県とつながる立地特性）
基本方向２：「人のまとまり」の形成
　　災害（火山災害含む）に強い都市づくり
基本方向３：高原性の自然･温泉･歴史･農林業などの地域資源の活用
　（九州山地と霧島山系、湧水や河川などの水環境）

中心市街地：小林駅周辺　他
地域生活の中心となる市街地：えびの飯野駅周辺、えびの駅周辺、京町温泉
　　駅周辺　他

第３章　区域区分（線引き制度）の決定の有無

・全ての都市計画区域で区域区分を行わない。

【北諸県圏域】

第２章　第２節　北諸県圏域における都市づくりの基本方向

基本方向１：南九州の要所、県南広域都市圏の形成、沿岸部の後方支援拠点
基本方向２：「人のまとまり」の形成
　　災害（火山災害含む）に強い都市づくり
基本方向３：豊かな水環境の保全、地域資源を生かした広域交流圏の形成

中心市街地：都城駅周辺から西都城駅周辺の地区
地域生活の中心となる市街地：山之口駅周辺、三股駅周辺、谷頭駅周辺、
　　高城総合支所周辺、高崎総合支所周辺

第３章　区域区分（線引き制度）の決定の有無

・全ての都市計画区域で区域区分を行わない。

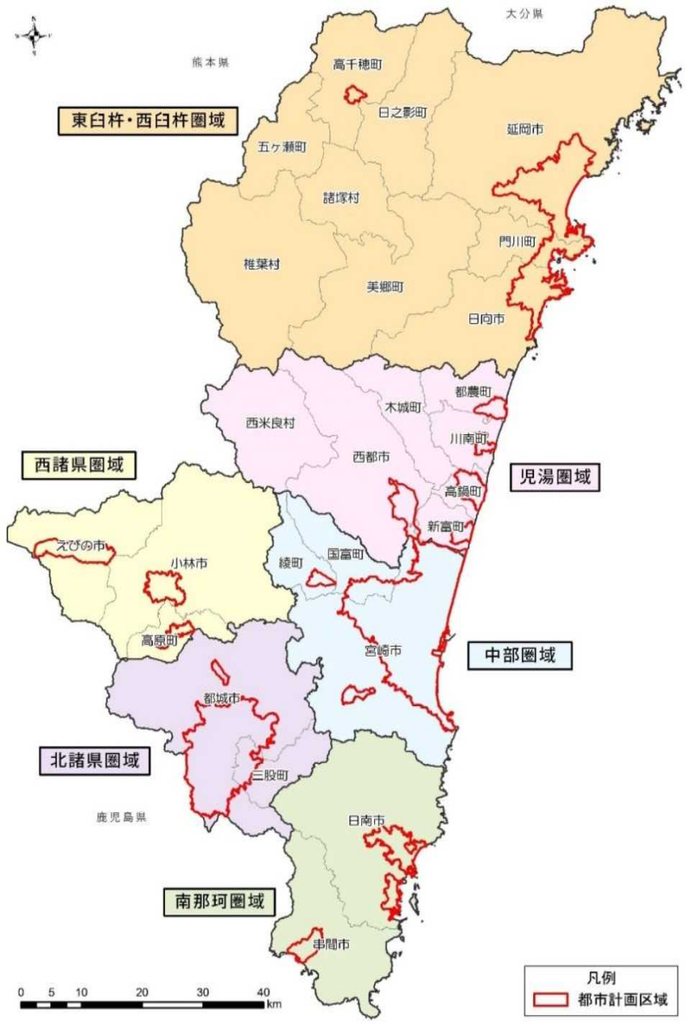

【児湯圏域】

第２章　第２節　児湯圏域における都市づくりの基本方向

基本方向１：日向灘から九州山地までの地域資源活用
基本方向２：「人のまとまり」の形成
　　災害（津波災害含む）に強い都市づくり
基本方向３：多彩な自然・歴史・田園環境の保全と活用（西都原古墳群等）

中心市街地：西都市小野崎地区
地域生活の中心となる市街地：高鍋町しんきん通周辺他、新富町役場周辺、
　　川南町トロントロン地区、都農町駅通沿道他

第３章　区域区分（線引き制度）の決定の有無

・全ての都市計画区域で区域区分を行わない。

【中部圏域】

第２章　第２節　中部圏域における都市づくりの基本方向

基本方向１：県全体の連携・交流の要
　　県央広域都市圏の形成（高次都市機能の強化）
基本方向２：「人のまとまり」の形成
　　災害（津波災害含む）に強い都市づくり
基本方向３：多様な自然、歴史、田園環境の保全と活用
　（綾ユネスコエコパーク、日南海岸等の保全と活用）

中核的市街地：橘通周辺、宮崎駅周辺、南宮崎駅周辺
地域生活の中心となる市街地：佐土原駅周辺､清武総合支所周辺　他

第３章　区域区分（線引き制度）の決定の有無

・宮崎広域都市計画区域衝については、今後も区域区分を行う。
・田野及び綾都市計画区域については、区域区分を行わない。

【南那珂圏域】

第２章　第２節　南那珂圏域における都市づくりの基本方向

基本方向１：観光リゾート地として日南海岸などの地域資源の活用
基本方向２：「人のまとまり」の形成
　　災害（津波災害含む）に強い都市づくり
基本方向３：地域資源を生かした海･山･里一体の広域交流圏の形成

中心市街地：油津地区、吾田地区
地域生活の中心となる市街地：串間駅西部地区、飫肥地区　他

第３章　区域区分（線引き制度）の決定の有無

・全ての都市計画区域で区域区分を行わない。